

男女共同参画社会に関する 企業・事業所意識調査 ご協力をお願い

日頃から皆様には、行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、平成24年度に「第2次古賀市男女共同参画計画」を策定し、取り組みを進めているところで

す。
この調査は、就業の場における男女共同参画の状況について把握し、今後の施策を検討するにあたり、参考資料とさせていただきます**ために実施するものです。**

調査票はすべて統計的に処理し、回答者の事業所・企業や個人が特定されたり、調査目的以外に使用することはありませんのでありのままをご記入ください。

以上の調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成27年 月

古賀市長 中村 隆象

調査票記入にあたってのお願い

- 記入は、**経営者（代表者）または人事担当責任者**にお願いします。
- 回答は、**平成27年 月 日現在**でご記入ください。
- ボールペンまたは鉛筆などで、はっきりと記入してください。
- 回答は、該当する番号を○で囲むか、必要事項を記入してください。「その他」のときは、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、**同封の返信用封筒に入れて平成27年 月 日（ ）までに切手を貼らず**にポストに投函してください。
- **この調査**についてのお問い合わせなどは、下記までお願いします。

（お問い合わせ先）

古賀市役所 総務課 男女共同参画係

電話 (092) 942-1260

FAX (092) 942-3758

事業所概要

【問1】 貴事業所の概要についておたずねします。あてはまるものに○をつけてください。

【問1-1 業種】

- | | | | | |
|--------------|---------------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 建設業 | 2. 製造業 | 3. 情報通信業 | 4. 運輸業 | 5. 卸売・小売業 |
| 6. 金融・保険業 | 7. 不動産業 | 8. 飲食店・宿泊業 | 9. 医療・福祉業 | |
| 10. 教育・学習支援業 | 11. サービス業 () | 12. その他 () | | |

【問1-2 事業所区分】

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 単独事業所 | 2. 本社・本店 | 3. 支社・支店等 |
|----------|----------|-----------|

【問1-3 企業全体の常用労働者数】 * 貴事業所を含めた企業全体の数をお答えください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 5人未満 | 2. 5～9人 | 3. 10～19人 | 4. 20～29人 |
| 5. 30～49人 | 6. 50～99人 | 7. 100人以上 | |

【問1-4 労働組合の有無】

- | | |
|------------|------------|
| 1. 労働組合がある | 2. 労働組合はない |
|------------|------------|

【問1-5 経営組織】

- | | | | |
|----------------|------------|------------|---------------|
| 1. 個人経営 | 2. 株式会社 | 3. 有限会社 | 4. 合名・合資・相互会社 |
| 5. 外国（本社外国）の会社 | 6. 会社以外の法人 | 7. 法人でない団体 | |

【問1-6 事業所の労働者数】

* 企業全体ではなく貴事業所のみについてお答えください。該当者がいない欄は「0」を記入ください。

常用労働者数： 事業所に常時雇用されている人	正規従業員	男性	人
		(平均勤続年数)	
	正規従業員以外 (嘱託・パート等)	女性	人
		(平均勤続年数)	
派遣・下請従業員数 ・ 労働者派遣法にいう派遣労働者 ・ 在籍出向など出向元に籍がありながら貴事業所に来て働いている人 ・ 下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て働いている人	男性	人	
	女性	人	

雇用管理

【問2】 貴事業所の管理職数をおたずねします。下表に具体的な人数を記入してください。

該当者がいない場合は、「0」を記入してください。

管理職	総数：A	左記のうち女性の数：B
役員	人	人
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人
計	人	人

*管理職には、企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

*部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長職等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断ください。



【問2-1】（問2）で女性管理職が30%未満の事業所におたずねします。

女性の管理職が少ない。（あるいは全くいない）のはどのような理由からですか。

あてはまるものいくつでも○をつけてください。

1. 管理能力の面で、女性の適任者が少ないから（いないから）
2. 女性はすぐ辞めてしまうので、人材として育てられないから
3. 女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できないから
4. 女性自身が、管理職になることを望んでいないことが多いから
5. 上司、同僚、部下となる男性が女性管理職を希望していないから
6. 業務の内容が、女性には任せられない、あるいは女性には向いていないと思うから
7. 将来管理職になる可能性のある女性はいるが、現在のところ在職年数などを満たしていないから
8. 目標となる女性の先輩がいないので、次の人材が育たないから
9. 顧客が女性管理職をいやがるから
10. まだ女性登用の機運が低いから
11. 該当する資格（社会試験合格者を含む）を持った者がいないから
12. 打診した女性が辞退したから
13. 女性の割合が少ないから（いないから）
14. その他（具体的に ）

【問3】 貴事業所では次にあげる項目について、男女の取り扱いが均等になっていると思いますか。
ア～エの各項目ごとに①～⑤の中から1つだけ選び○をつけてください。

	① 均等である	② どちらかといえば均等	③ どちらかといえば均等でない	④ 均等でない	⑤ 比較する異性がない
ア. 仕事の内容・分担	1	2	3	4	5
イ. 配置・人事異動	1	2	3	4	5
ウ. 教育訓練及び研修の機会	1	2	3	4	5
エ. 昇進・昇格	1	2	3	4	5

【問3-1】 配置・昇進について、現在の状況について、あてはまるものをいくつでも○をつけてください。(5年前と比較して)

1. 女性の職域を拡大し、配属させるようになった。
2. 女性を対象とした教育訓練を充実させるようになった。
3. 昇進・昇格に関して、女性に配慮し取り組むようになった。
4. 実際、女性の管理職を増やした。
5. かわらない。

【問4】 女性従業員を活用するために、貴事業所ではどのような取り組みをしていますか。
あてはまるもの、いくつでも○をつけてください。

1. 女性の活用に関する担当部局、担当者を設けるなど、企業内での推進体制を整備している。
2. 女性の少ない職場、職種に女性従業員を配置したり、女性を積極的に雇用したりするなどしている。
3. 性別により評価することがないよう、人事考課（*1）基準を明確に定めている。
4. 業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している。
5. 男性管理職に対し、女性活用の重要性についての啓発を行っている。
6. 体面での個人差を補う器具や設備を設置するなど、働きやすい職場環境づくりを行っている。
7. 仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている。
8. その他（具体的に _____ ）
9. 特に何もしていない。

（*1）人事考課とは・・・従業員を公正に処遇し、やる気を出してもらうために特定の期間、従業員の職務遂行態度、成果を評価するものです。

セクシュアル・ハラスメント

【問5】セクシュアル・ハラスメント（*2）に対する取り組みをしていますか。取り組んでいるすべての○をつけてください。

1. 社内に相談窓口を設置している。→平成26年度中の相談件数 _____ 件
2. 会社や労働組合などに対策委員会のような機関を設置している。
3. 社内研修などを実施して啓発している。
4. 発生したときの対応マニュアルを定めている。
5. 就業規則や社内規程などにセクシュアル・ハラスメント禁止を規定している。
6. 現在、検討中又は計画中である。
7. その他（具体的に： _____ ）
8. 必要性は感じているが、取り組みは進んでいない。
9. 必要性を感じていない。

（*2）セクシュアル・ハラスメントとは・・・職場における、相手の意に反する性的言動や、従業員の就業関係を害したり、対応次第で従業員が労働条件で不利益を受けたりするものをいいます。

育児・介護休業について

【問6】貴事業所には、就業規則などに育児休業制度の規定がありますか

1. ある →問7へ 2. ない →問8へ

【問7】問6で「1. ある」と回答した事業所におたずねします。

（1）子が何歳になるまで育児休業をとることができますか

- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| 1. 1歳未満 | 2. 1歳～1歳6ヶ月未満 | 3. 1歳6ヶ月～2歳未満 |
| 4. 2歳～3歳未満 | 5. 3歳以上 | |

（2）同じ子について育児休業の回数の制限はありますか

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. _____ 回まで | 2. 回数の制限はない |
|--------------|-------------|

（3）平成26年4月1日～平成27年3月31日までの間に、子どもが生まれた従業員は何人ですか
ア. イ. いずれもご記入ください。（いない場合は0を記入ください）

ア. 出産した女性従業員 _____ 人	イ. 配偶者が出産した男性従業員 _____ 人
----------------------	--------------------------

（4）（3）のうち、調査票記入日までに育児休業を開始、又は開始の申出をしている
従業員は何人ですか、ア. イ. いずれもご記入ください。（いない場合は0を記入ください）

ア. 出産した女性従業員 _____ 人	イ. 配偶者が出産した男性従業員 _____ 人
----------------------	--------------------------

【問8】働きながら子育てを行う従業員に対する制度の有無や、ない場合の今後の予定について、次のそれぞれの制度ごとにあてはまるものに○をつけてください。

制度の種類	制度がある	導入予定	検討中	未定
育児中の所定外労働の制限	1	2	3	4
育児中の深夜労働の制限	1	2	3	4
育児中の短時間勤務制度（*3）	1	2	3	4
育児中のフレックスタイム制度（*4）	1	2	3	4
育児中の始業・終業時刻の繰上・繰下の制度（*5）	1	2	3	4
事業所内託児施設	1	2	3	4
育児に要する経費の援助措置	1	2	3	4
子の看護休暇制度	1	2	3	4

（*3）短時間勤務制度とは・・・通常の勤務時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に基づく「育児時間」は含みません

（*4）フレックスタイム制度とは・・・1ヶ月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を自由に選択して働くことをいいます。

（*5）始業・終業時刻の繰上・繰下の制度とは・・・1日の所定労働時間を変更することなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて働くことをいいます。

【問9】貴事業所には、就業規則などに介護休業制度の規定がありますか

1. ある →問10へ 2. ない →問11へ

【問10】問9で「1. ある」と回答した事業所におたずねします。

(1) 介護休業の最長期間は

- | | | |
|----------|----------------|--------------------|
| 1. 3ヶ月未満 | 2. 3ヶ月～6ヶ月未満 | 3. 6ヶ月～1年未満 |
| 4. 1年 | 5. 1年を超える限度がある | 6. 限度なく必要なだけ取得できる。 |

(2) 介護休業の取得回数に制限はありますか

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

(3) 平成26年4月1日～平成27年3月31日までの間に介護休業を開始した従業員は何人ですか。(いない場合は0を記入してください)

ア. 女性従業員	人	イ. 男性従業員	人
----------	---	----------	---

【問1 1】働きながら家族の介護を行う従業員に対する制度の有無や、ない場合の今後の予定について、次のそれぞれの制度ごとにあてはまるものに○をつけてください。

制度の種類	制度がある	導入予定	検討中	未定
介護中の所定外労働の制限	1	2	3	4
介護中の深夜労働の制限	1	2	3	4
介護中の短時間勤務制度（*3）	1	2	3	4
介護中のフレックスタイム制度（*4）	1	2	3	4
介護中の始業・終業時刻の繰上・繰下の制度（*5）	1	2	3	4
介護に要する経費の援助措置	1	2	3	4
介護休暇制度	1	2	3	4

（*3）（*4）（*5）については【問8】を参照のこと

行政の取り組みについて

【問1 2】職場における男女共同参画を推進するために、企業・事業所の立場から古賀市にどのようなことを希望しますか あてはまるものに○をつけてください（○印は3つまで）

1. 男女が共に活躍できる職場づくりを行う優良企業の表彰・顕彰
2. 男女が共に仕事と家庭の両立ができる雇用管理の事例などの情報提供
3. 男性の家事・育児・介護等への参加を促す啓発
4. 法律や制度、女性の能力活用の方法等についての情報提供や相談窓口の充実
5. 事業主等を対象とした法律や制度の周知、啓発
6. 市民を対象とした固定的役割分担意識払拭（男は仕事女は家庭）のための講座・研修会の開催
7. 女性の再就職を支援するための講座や研修の実施
8. 保育所、学童保育、高齢者介護施設などの充実
9. その他（具体的に： ）

【問1 3】福岡県が取り組む「子育て応援宣言登録制度」をご存知ですか

1. 知っている
2. 知らない
3. すでに登録している

「子育て応援宣言登録制度」とは

男女従業員の子育てを支援するための具体的な取り組みを、企業・事業所のトップに宣言してもらい、県が登録する制度です。県は、登録した企業・事業所に、登録証と登録マークを交付するとともに、県民の皆さんに広く紹介していきます。県が紹介を行なうことで、最終的には、企業・事業所のイメージアップにつながるるとともに優秀な人材を確保出来る、というものです。

【問14】(財)福岡県地域福祉財団が取り組む「子育て応援の店」推進事業をご存知ですか

1. 知っている	2. 知らない	3. すでに加入している
----------	---------	--------------

「子育て応援の店」推進事業とは _____

(財)福岡県地域福祉財団が、福岡県から委託を受けて展開している事業です。「子育て応援の店」とは、小学校入学前の子どもを育てている「子育て家庭」を地域全体で支援していくという趣旨に賛同され、それぞれが **できる** 範囲のサービス提供にご協力いただくお店です。より多くのお店のご参加を得て、地域ぐるみで子育てを支援する気運の醸成を期待しています。
登録されたお店は、ホームページや広報紙などに掲載してPRするため、子育てを積極的に応援する「お店」としてイメージアップが期待されます。

【問15】男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりについて、ご意見、ご要望などがありましたら何でもご自由に記入してください。

市で**行っている**男女共同参画表彰の参考にさせていただくため、取り組み等取材させていただきます事業所の方は、事業**所**名・問い合わせ先のご記入を**お願いします**。(任意)

貴事業**所**名 _____

問い合わせ先 _____

*調査内容については、特定されることはありませんので安心してご記入ください。

お忙しい中、調査にご協力いただき、ありがとうございました

ご記入漏れがないかお確かめいただき、 月 日()までに同封の返信用封筒(切手不要)で返送をお願いします。